

高度地区等の審議会、建築協定

市審議会二条例を可決

環境の保全がねらい

五月の市議会に提案して審議が続けられた「芦屋市高度地区等に関する審議会条例」と「芦屋市建築協定に関する条例」が、六月二十一日の市議会で可決され、即日、公布されました。

この二つの条例を制定した目的は、ひとことでいえば、良好な住宅地としての環境を保つことあります。審議会条例は建設大臣が指定する高度地区と高度の制限内容について、芦屋市の原案を諮問する審議会を設けるものです。このほど、二十人の委員もまざりましたので、近く初の審議会が開かれることになりました。将来は空地地区、容積地区などの制限も定めるように検討する方針です。

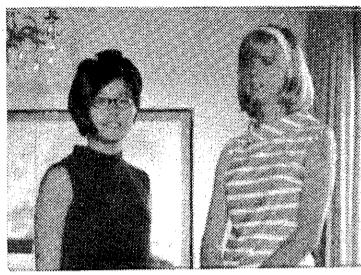
が、とりあえずは高度の問題を審議会においてまとまった意見をもらい、今秋に指定が得られるよう運びたい考えです。

このように、一定区域の高度地区を建築基準法と都市計画法によって市が手続きして、建設大臣による建築協定書(①図面、②申請の指定を得るのに対し、こんどは請人が協定者代表であることを証明する書類、④協定の理由書、⑤住民の側が自主的に行なう建築制限などについて、その申しあわせを公表)を取り扱うのは建設総務課へ提出すればよいわけですが、その申請書には、①建築基準法第七十条の規定に基づく申請書を市長(事務官)へ提出すればよいです。

このように、建設協定認可申請書を市長(事務官)へ提出すればよいわけですが、その申請書には、①建築基準法第七十条の規定に基づく申請書を市長(事務官)へ提出すればよいです。

「芦屋のみなさん、よろしく」

モトから女子高生が来青



対談 それそれ

芦屋のみなさん、よろしく

モトから女子高生が来青

